

医療福祉費支給制度（マル福）をご存じですか？

町では、医療福祉費支給制度（マル福）に該当する方へ、医療保険が適用となる入院や外来、調剤にかかる医療費を助成しています。

下記のいずれかに該当となる方には、「医療福祉費受給者証」を交付していますので、まだ申請をしていない方は、お早めに保険年金課窓口にお越しください。

また、令和6年4月より、重度心身障がい者の方の対象を拡大および妊産婦の方の所得制限を廃止いたしましたので、下記項目をご確認いただきますようお願いいたします。

▼申請に必要なもの（各区分共通）

- ①対象者の健康保険証
- ②本人または保護者名義の預金通帳またはキャッシュカード
- ③マイナンバーがわかるもの
- ①②③（各区分共通）のほかに、対象区分によって必要となる書類が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

- ・妊産婦の方：母子健康手帳
- ・重度心身障がい者の方：身体障害者手帳など、障がいの程度を証明する書類
- ・ひとり親家庭の方：戸籍関係書類

▼問い合わせ先

保険年金課 医療年金係
☎68・2211（内線176）

制度区分	対象者の区分	所得制限	対象となる方と対象期間
県の制度	妊産婦	あり	母子健康手帳の交付日が属する月の初日から、出産日の属する月の翌月の末日まで
	小児		出生の日から、高校生年齢相当の学年末まで ※中学生・高校生年齢相当の方は、県の制度は入院のみ助成
	ひとり親家庭 (母子・父子)		離婚・死別などにより配偶者のいない方で、18歳未満のお子さんを養育している方と、そのお子さんを対象に、お子さんが18歳になる学年末まで（子が重度障がいにより該当する場合や、高校在学中の場合は20歳まで）助成しています。
	重度心身障がい者		①身体障害者手帳1級・2級の方または、内部障害を理由とする3級に該当される方 ②療育手帳の判定がAまたはマルAに該当される方 ③障害年金1級を受給している方 ④精神障害者保健福祉手帳1級に該当される方 など 【拡大対象者】 ・身体障害者手帳4級 かつ IQ50以下 ・身体障害者手帳3級または4級 かつ 精神障害者保健福祉手帳2級 ・精神障害者保健福祉手帳2級 かつ IQ50以下 ※65歳以上の方で、一定の障がいがあると認定された場合『後期高齢者医療保険被保険者』に限り、対象となります。
町の制度	妊産婦	なし	①母子健康手帳の交付日が属する月の初日から、出産日の属する月の翌月の末日まで ②県の所得制限を超えて非該当になっている方
	特例小児		①出生の日から高校生年齢相当の学年末までの年齢の方で、県の所得制限を超えて非該当になっている方 ②中学生、高校生年齢相当の方の外来診療費

外来・入院自己負担金振込予定日のお知らせ

県内の医療機関窓口でお支払いをされた、医療福祉費支給制度（マル福）自己負担金について、次の日程でのお振り込みを予定しています。

▼振込予定日

7月26日(金)

▼償還対象診療月

令和6年2月～4月診療分

▼通帳記帳

「ジコフタン ● ● ガツ」

▼償還対象

- ・外来自己負担金 妊産婦、小児、ひとり親家庭の方（全員）
- ・入院自己負担金 年齢が0歳～18歳の方

※振り込み日より前に、お届けいただいている振込口座・名義などを変更された場合は、振り込み不能となりますので、保険年金課に口座変更届の提出をお願いします。

※領収書は大切に保管してください。

▼問い合わせ先

保険年金課 医療年金係
☎68・2211（内線176）

介護保険料のお知らせ 令和6年度～令和8年度

第9期利根町介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）の策定に伴い介護保険料を決定しました。介護保険料については、65歳以上の方が第1号被保険者、40歳から64歳までの方が第2号被保険者として賦課されています。このうち第1号被保険者保険料については、保険者である市町村が計画期間（3年間）毎に予想される第1号被保険者数の推移、介護保険給付費の増加などを考慮して設定することになっています。第9期の介護保険給付費見込額が第8期と比較して約10億円増加することが見込まれることから、左記のとおり改定しました。

▶主な変更点

- ①基準保険料額（月額）を4,650円から5,600円に改定
- ②第1段階から第3段階までの低所得者の公費による負担軽減割合の変更
- ③所得段階を第9段階から第13段階へ変更

▶第9期における第1号被保険者数および介護保険給付費の見込み

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1号被保険者数（人）	7,130	7,061	6,970
介護保険給付費見込額 (地域支援事業費含む) (千円)	1,856,612	1,917,375	1,986,724

▶令和6年度から令和8年度までの利根町の介護保険料

区 分	対 象 者	保険料調整率	改定後保険料（年額）
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税者で老齢福祉年金受給者、世帯全員が町民税非課税者で前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.285 (基準額×0.455)	19,100円 (30,500円)
第2段階	世帯全員が町民税非課税者で前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.485 (基準額×0.685)	32,500円 (46,000円)
第3段階	世帯全員が町民税非課税者で前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額×0.685 (基準額×0.69)	46,000円 (46,300円)
第4段階	世帯内に町民税課税者があり、本人が町民税非課税者で前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.9	60,400円
第5段階	世帯内に町民税課税者があり、本人が町民税非課税者で「第4段階」以外の方	基準額×1.0	67,200円
第6段階	本人が町民税課税者で前年の合計所得金額が年間120万円未満の方	基準額×1.2	80,600円
第7段階	本人が町民税課税者で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	87,300円
第8段階	本人が町民税課税者で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	100,800円
第9段階	本人が町民税課税者で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.7	114,200円
第10段階	本人が町民税課税者で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.9	127,600円
第11段階	本人が町民税課税者で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.1	141,100円
第12段階	本人が町民税課税者で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.3	154,500円
第13段階	本人が町民税課税者で前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.4	161,200円

※第1段階から第3段階は、低所得者向け保険料軽減措置適用後の保険料率および年額保険料です。（ ）内は公費負担による軽減措置適用前の保険料率および年額保険料です。

▶介護保険料の納付期限

納付方法	4月	6月	8月	10月	12月	2月
普通徴収	4月30日（火）	7月1日（月）	9月2日（月）	10月31日（木）	12月25日（水）	令和7年2月28日（金）

普通徴収の方は、便利な口座振替をご利用ください。

▶問い合わせ先 福祉課 高齢介護係 ☎68－2211（内線132）